



# 山形県公報

平成26年4月15日(火)  
第2536号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 包括外部監査契約の締結……………(行政改革課) ……473
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(地域福祉推進課) ……474
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……475
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(置賜総合支庁福祉課) ……同
- 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知……………(林業振興課) ……476
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……477
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……同
- 一般国道の供用の開始……………(同) ……同
- 基本測量の終了の通知……………(県土利用政策課) ……478
- 同……………(同) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………(都市計画課) ……479

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 政治活動のために寄附を受け又は支出することができないこととなった政治団体……………同

### 公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出……………(商業・まちづくり振興課) ……同
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(会計局) ……480
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(同) ……同

## 告 示

### 山形県告示第383号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を次のとおり締結した。  
 なお、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の49の25第2項に規定する書面の写しは、平成27年3月31日まで総務部行政改革課において一般の閲覧に供する。

平成26年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 契約の期間の始期 平成26年4月1日
- 2 費用の額の算定方法 基本費用並びに執務費用及び実費の額を合算した金額
- 3 契約を締結した者の氏名及び住所 氏名 尾 形 吉 則  
住所 山形市小立一丁目4番19号
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告が提出された後に支払う。ただし、必要があると認めるときは概算払をするものとし、監査費用の額の確定後に精算する。

#### 山形県告示第384号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成26年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
オオタ薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	山形市印役町一丁目2番42号	平成26. 4. 1
ショートステイおさなぎ	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	東根市中島通り一丁目25号	同
おいたまの郷指定介護老人福祉施設	介護老人福祉施設	米沢市大字下新田28番地	同
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 至誠堂ホームケア24	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	山形市旅籠町一丁目7番23号	同

#### 山形県告示第385号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
成島園ホームヘルプ	訪問介護 介護予防訪問介護	米沢市広幡町成島字窪平山2120番地5	平成26. 3. 31

#### 山形県告示第386号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社蔵王サプライズ	株式会社蔵王サプライズ新庄営業所 新庄市鳥越字新町後1005番地9号	福祉用具貸与	平成26. 4. 4
株式会社蔵王サプライズ	株式会社蔵王サプライズ新庄営業所 新庄市鳥越字新町後1005番地9号	特定福祉用具販売	同

**山形県告示第387号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社蔵王サプライズ	株式会社蔵王サプライズ新庄営業所 新庄市鳥越字新町後1005番地9号	介護予防福祉用具 貸与	平成26. 4. 4
株式会社蔵王サプライズ	株式会社蔵王サプライズ新庄営業所 新庄市鳥越字新町後1005番地9号	特定介護予防福祉 用具販売	同

**山形県告示第388号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成26年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人 緑成会	成島園ホームヘルプ 米沢市広幡町成島字窪平山2120番地5	訪問介護 介護予防訪問介護	平成26. 3. 31

**山形県告示第389号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成26年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅介護支援事業者の 名称	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
長井市	長井市地域包括支援センター居宅介護支 援事業所 長井市ままの上7番10号	居 宅 介 護 支 援	平成26. 3. 31

**山形県告示第390号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの 種類	指定年月日
社会福祉法人鶴岡市社会福祉協 議会 鶴岡市泉田5番30号	短期入所センターはちもり 鶴岡市三瀬字菖蒲田64番2	短期入所	平成26. 3. 31

### 山形県告示第391号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
東村山郡山辺町大字北作字上芦沢2544の2、2644の1（次の図に示す部分に限る。）、2645の1、字檜実沢2644の2、2645の3、2753の1・2753の17・2753の78（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、2754の5
- 2 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字上芦沢2644の1・2645の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字檜実沢2644の2・2753の17・2754の5（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
    - ロ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ニ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部林業振興課及び山辺町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 山形県告示第392号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
天童市大字田麦野字墓土山三沢山ツキノキ山大畑山押切山1321の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部林業振興課及び天童市役所に

備え置いて縦覧に供する。）

### 山形県告示第393号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
天童市大字田麦野字墓土山三沢山ツキノキ山大畑山押切山1321の1（次の図に示す部分に限る。）、字大畑山1327の113
- 2 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 主伐は、択伐による。
    - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部林業振興課及び天童市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 山形県告示第394号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成26年4月15日から同月28日まで縦覧に供する。

平成26年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 458号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡大蔵村大字南山字寒風田国有林2143林班り小班から 同 上まで	旧	10.6メートル } 7.8	14メートル
同 上	新	15.1メートル } 13.7	同 上

### 山形県告示第395号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成26年4月15日から同月28日まで縦覧に供する。

平成26年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 458号
- 2 供用開始の区間 最上郡大蔵村大字南山字寒風田国有林2143林班り小班から  
同 上まで
- 3 供用開始の期日 平成26年4月15日

**山形県告示第396号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成26年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施した地域  
山形市、米沢市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、東村山郡山辺町、東村山郡中山町、西村山郡河北町、西村山郡西川町、西村山郡朝日町、西村山郡大江町、北村山郡大石田町、最上郡金山町、最上郡最上町、最上郡舟形町、最上郡真室川町、最上郡大蔵村、最上郡鮭川村、東置賜郡高畠町、東置賜郡川西町、西置賜郡小国町、西置賜郡白鷹町、西置賜郡飯豊町
- 2 基本測量を実施した期間  
平成25年7月1日から平成26年3月31日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）

**山形県告示第397号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成26年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施した地域  
山形県内全域
- 2 基本測量を実施した期間  
平成25年6月28日から平成26年3月31日まで
- 3 作業の種類  
基本測量「電子国土基本図（地図情報）」修正測量

**山形県告示第398号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成26年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
山形市内
- 2 公共測量を実施した期間  
平成25年11月1日から平成26年3月31日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（山形市地盤沈下調査水準測量業務）

**山形県告示第399号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、河川管理者山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成26年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
鶴岡市中沢地域
- 2 公共測量を実施した期間  
平成25年7月29日から同年11月29日まで
- 3 作業の種類

公共測量（河川計画図作成）

**山形県告示第400号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき山辺町から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成26年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 変更に係る都市計画の種類及び名称

(1) 種 類 山形広域都市計画公園

(2) 名 称 3・3・1号長沼公園、2・2・4号緑ヶ丘1号公園及び2・2・5号緑ヶ丘3号公園

## 2 縦覧の場所

県土整備部都市計画課

**選挙管理委員会関係****告 示****山形県選挙管理委員会告示第15号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成26年4月1日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け又は支出することができない団体となった。

平成26年4月15日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
増川おさむを励ます会	増川 信一郎	角川 好美	西村山郡河北町谷地辛2089

**公 告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに東根市役所において平成26年8月15日まで縦覧に供する。

平成26年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーブデンキ新東根店

東根市中央南二丁目11番43号外

## 2 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田308番地

代表取締役 井上恵右

## 3 大規模小売店舗の新設をする日

平成26年11月27日

## 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,382平方メートル

## 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 160台
- (2) 駐輪場の収容台数 25台
- (3) 荷さばき施設の面積 106平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 28立方メートル

## 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
  - イ 開店時刻 午前9時
  - ロ 閉店時刻 午後10時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後10時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数 4か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

## 7 届出年月日

平成26年3月26日

## 8 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成26年8月15日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成26年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

県公金収納データ作成業務 一式

## 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県会計局会計課庶務係 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2705

## 3 随意契約の相手方を決定した日 平成26年3月18日

## 4 随意契約の相手方の名称及び所在地

株式会社山形銀行 山形市七日町三丁目1番2号

## 5 随意契約に係る契約金額 21.6円

## 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

## 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号該当

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成26年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量

- (1) A重油 52,000リットル
- (2) 灯油（大型タンクローリー車納入分） 426,000リットル
- (3) 灯油（中型タンクローリー車納入分） 99,000リットル
- (4) 灯油（ドラム缶納入分） 18,000リットル

## 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地



山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2721

3 落札者を決定した日 平成26年3月26日

4 落札者の名称及び所在地

野口鉱油株式会社 天童市鎌田一丁目13番1号

5 落札金額

1の(1)から(4)までごとに次のとおり。

(1) 88,776円

(2) 89,964円

(3) 89,964円

(4) 94,284円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成26年2月14日

平成26年4月15日印刷  
平成26年4月15日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056